平成２３年（フ）第１７２７号
埼玉県上尾市中妻１丁目14番地21
債務者　松原　徳子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１４号
埼玉県桶川市東１丁目10番22号　レストンＢ―202号
債務者　相田　紀子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５８号
埼玉県新座市野火止４丁目12番12号
債務者　菊池　雅和
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７３号
さいたま市見沼区大字南中丸1290番地８
債務者　塩原　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７６号
埼玉県朝霞市岡３丁目16番５号　コーポ飯倉208、旧住所埼玉県富士見市鶴馬３丁目14番２号
債務者　飯塚　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０４号
埼玉県戸田市美女木２丁目10番地の４　カナディアンハイツ秋元Ａ―202号室
債務者　田中健太郎
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２６号
埼玉県蓮田市緑町２丁目３番６号　グリーンラインＡ―201号
債務者　竹渕　芳啓
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３１号
さいたま市岩槻区本町５丁目９番３号
債務者　押田　孝弘
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４１号
埼玉県川口市東領家２丁目34番10号　ビラージュ紅山203号
債務者　安井　宏貴
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４７号
埼玉県川口市大字木曽呂753番地の１　クレール205号
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８８号
さいたま市緑区大字中尾203番地２　エステートサミー102、旧住所さいたま市南区大字大谷口5733番地　102号
債務者　関口　　實
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８９号
さいたま市緑区大字中尾203番地２　エステートサミー102、旧住所さいたま市南区大字大谷口5733番地　102号
債務者　関口眞由美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４９号
埼玉県蕨市錦町４丁目７番15号　錦町４丁目住宅２号棟311号
債務者　小形　三枝
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
埼玉県深谷市上野台507番地138
債務者　瀬山　幸一
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５０９号
埼玉県東松山市松葉町４丁目５番34号　松葉ハイツＡ―８
債務者　米田　秀則
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３９３号
千葉県佐倉市六崎1043番地７
債務者　川島　智子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６２号
福井県敦賀市開町７番19号
債務者　山田　　舞
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部